



菊田町 PRESS RELEASE

令和7年4月18日

報道関係者各位

本件に関する問合せ先
担当:総務課 本丸
電話番号:093-434-1112

令和 6 年度(令和 7 年 3 月支給

決定分)高額介護サービス費の支給誤りについて

介護保険には、1 か月の介護サービスの利用者負担額の合計額が一定の上限額を超えた時に、超えた分を支給する制度(高額介護サービス費)があります。

令和6年度(令和7年3月支給決定分)の高額介護サービス費について、過大又は過少に支給していたことが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし、追加支給又は返納のお願いを行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

令和 7 年 4 月 17 日(木曜日)、支給対象者から、高額介護給付費支給決定通知書と振り込まれた金額が異なると電話で問合せがあり、確認したところ、下記3の件数の支給誤りがあることが判明しました。

2 原因

令和6年度(令和 7 年 3 月決定分)高額介護サービス費の支給について、支出伝票作成過程における、事務処理誤りによるものと判明しました。また、複数の職員による確認ができておらず、その誤りに気が付かず支出事務を進めてしまったことによるものです。

3 返納等の対象件数及び金額

区分	件数	金額
支給不足分	142 件	1,672,140 円
過払分	123 件	1,193,006 円

4 今後の対応

対象となる方には以下の手続きを行います。

・追加支給となる方

今回の経緯を記載したお詫びの文書を送付し、4 月中に支給します。

・返納が必要となる方

今回の経緯を記載したお詫びの文書を送付するなど、ご連絡を差し上げたうえで、返還手続きを進めてまいります。

5 再発防止策

今後このような誤りを起こさないよう、早急にシステム改修の検討や、事務処理方法の見直しおよび複数職員による確認を行い、適正な支給事務に努めてまいります。